

東京なのに、東京ゆえに、司法が遠い —都市部における司法アクセスの課題と挑戦—

司法改革総合センター 委員 平田 真太郎 (74 期)

1 東京なのに司法過疎？

2023年度に開催された大阪弁護士会との司法制度意見交換会では、「都会における司法過疎」という問題が提起された。

しかし、東京には弁護士人口の約5割が集中しており、そんなにたくさんの弁護士がいるのに、なぜ「司法過疎」なのか？ そんな疑問が浮かぶ。

本記事では、司法改革総合センター地域司法計画WG（以下「当WG」という）が開催した勉強会の成果を報告する。そこで見てきた、都市部における司法アクセスの課題とともに、東京パブリック法律事務所（以下「東パブ」という）の先駆的な取り組みを紹介したい。

2 「頼りたいけれど頼れない壁」と「頼るという発想に至れない壁」

2024年11月27日、当WGは、近岡美由紀会員を講師に招き、「『司法アクセス』に至らない紛争当事者」というテーマで勉強会を開催した。

これまで司法アクセスというと、弁護士過疎の問題、費用が高いという問題、弁護士は敷居が高いといったイメージの問題などが指摘されていた。そこでは、相談者には弁護士に依頼したい気持ちがあることが前提とされ、しかし依頼するには高い壁があるので、この高い壁を低くしよう、ということが議論されてきた。

しかし、近岡会員は、このような捉え方では見えてこない別の壁があることを指摘する。紹介されたのは次のような事例である。

事例は、親から虐待を受けていた少年が少年院を出院することになり、その後の環境整備が必要になったというもの。虐待親の親権喪失など親との関係整理や生活保護申請など、法的手段を用いれば本人の生活環境を整え

ることができた。しかし、当の本人は自分の置かれた状況について「解決」という状態があることを分かっておらず、解決への意欲もなかった。そもそも人に頼むという経験がなく、その能力も培われていなかったそうである。

このような事例をもとに、相談者にはそこに壁があるとの認識がなかったり、壁があると分かっているとしてもそれは壊せる壁だという認識がないため、その壁を乗り越えようという動機が生まれてこない。ここに司法アクセスの新たな壁があるのだ、ということを近岡会員は指摘された。

ここで重要なことは、相談者の抱える問題は司法によって解決できる問題だという点である。本来は司法によって解決できる問題でありながら、本人が問題を問題だと認識していなかったり、解決できるという認識がないため仕方ないとあきらめてしまう。そのことによって、そもそも弁護士に頼るという発想が生まれてこず、結局は問題の解決に至らない。このようなケースが都市部でも存在しているのである。

どんなに弁護士が多くても、相談者自身が問題解決に動き出せないために、司法がその役割を果たせない。ここに司法アクセスの新たな課題がある。

3 「つながりにいく」という弁護士像

2025年5月12日、当WGは、東パブの長谷川翼所長と野原郭利会員を講師に招いて、「司法アクセス拡充のための公設事務所の新たな取り組みに関する勉強会」を開催した。

(1) 弁護士にたどりつけない根底には「つながりの乏しさ」がある

相談者にとって問題解決の出発点は弁護士にたどりつくことにあるが、都市部でも弁護士にたどりつけない人は多い。なぜなのか。その原因として、「社会からの孤立」、「つながりの乏しさ」が指摘された。

社会から孤立し、つながりが乏しいと、自分の抱える問題を他人に相談する機会がなく、それゆえ誰かに相談して何とかしようという発想に至らない。まして弁護士に相談しようとは思いつかない。弁護士に頼るという発想に至れない背景には、つながりの乏しさがあるのではないか。このように考えると、この問題は都市部ゆえの問題だともいえる。

(2) 相談者の抱える問題は法的問題だけではない

次に「解決に至る」という点で重要なのは、離婚や借金などの法的問題はその人が抱える問題の氷山の一角にすぎず、相談者が抱える問題は複雑にからみあっているという点である。

紹介されたのは、日本人男性と結婚したパキスタン人女性の事例である。当初は在留資格の問題しか弁護士に相談していなかったものの、よく聞くと相談者は夫との離婚や子の引渡しなどの法律問題も抱えていた。さらに、在留許可を得た後の住宅確保や子の転校支援などの問題もあったため、これらを関係団体と協力して解決していったという事例であった。

このような複合的な問題をすべて弁護士が抱え込むことは現実的ではないし、依頼者にとって有益とも思われない。弁護士は司法の問題に特化し、その他のことはそれぞれの専門家に委ねる、そんな仕組みが必要となる。

(3) ネットワークの重要性

つながりの乏しい相談者に対して、弁護士は待っているだけでは不十分で、こちらからつながりにいく必要がある。同時に、相談者の抱える複合的な問題を解決するためには、弁護士だけでは対応できないことも事実である。これらの点で「ネットワーク」の重要性が指摘された。

まず、東バブでは、弁護士と行政や民間団体との連携を積極的に進めている。この連携により、最前線にいる行政や民間団体が司法アクセス困難者の存在に気づき、弁護士につなげてくれることが可能になる。勉強会ではこのような連携の仕組みを作り、育てていく実践的な取り組みが紹介された。



また、支援者間の横のつながりも大切である。東バブは、子ども、貧困、外国人、医療などの支援団体が加入するネットワークに参加している。これにより、それぞれの専門性をもった支援団体が、相互に情報交換したり、助け合ったりすることが可能になり、相談者の抱える複合的な問題に「チーム」で対応していくことが目指されている。

さらには、地域サポーター養成セミナーに東バブも参加して、地域内の住民自身が支援者となれるよう、情報提供などを行っている。これは、地域のなかに支援者を増やしていくことで社会的孤立を解消しようとする壮大な取り組みであり、ここに弁護士も参加している。

4 これからの課題

ここまで紹介してきた活動は、都市部における司法アクセスを拡充するという観点から十分に正当化できるものであり、誰かが担うべき公益的な活動でもある。

そうであれば、その活動を担う弁護士をどう支援していくのか、また担い手をどう増やしていくのか、検討が必要である。また、このような活動は公設事務所だけに任せておいてよいのか、弁護士会としてできることはないかという観点からの検討も必要となろう。

今では、ネットワークを作って弁護士も参加し、チームとなって司法アクセス困難者にこちらからアクセスしていく、そんな仕組みが動き始めている。そのような仕組みを育て、広めていくことで、司法アクセスを拡充していくことが、これからの課題である。